

全 員 協 議 会

日 時 平成24年9月25日（火） 午後 時 分 ～
場 所 全員協議会室

1 開議

2 議題

（1）地方自治法の一部改正について

（2）その他

地方自治法改正について

地方自治法の一部を改正する法律
(平成24年法律第72号の概要説明)

◎ 改正事項の概要

(1) 地方議会制度

- ① 地方議会の会期
- ② 臨時会の招集権
- ③ 議会運営
- ④ 議会の調査権
- ⑤ 政務活動費

(2) 議会と長との関係

- ① 再議制度
- ② 専決処分
- ③ 条例公布

(3) 直接請求制度

(4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

(5) 一部事務組合・広域連合等

(1) 地方議会制度

① 地方議会の会期

◎ 地方公共団体の議会について、条例により、定例会・臨時会の区分を設けず、通年の会期とすることができることとする。

○ 条例で定めることにより、定例会及び臨時会とせず、毎年条例定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができるものとされた。

(法第102条の2第1項関係)

○ 通年の会期を選択した場合、議会は会議を開く定例日を条例で定める。

(法第102条の2第6項関係)

○ 長等の議場への出席義務については、定例日又は議案の審議に限定する。

(法第102条の2第8項関係)

○ 長等が議場に出席できない正当な理由がある場合に、議長に届け出たときは出席義務が解除されることとする(定例会、臨時会においても同様)。

(法第121条第1項関係)

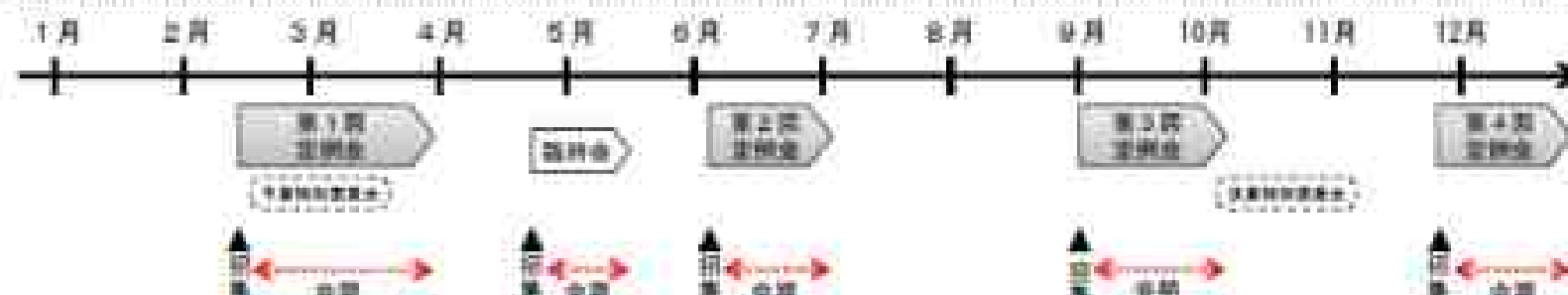
○ 長等に議場への出席を求めるに当たっては、執行機関の事務に支障を及ぼさないよう配慮することとする。(議員修正により追加)

(法第121条第2項関係)

地方議会の会期のあり方の見直し（イメージ）（参考）

（現行）

- ・ 議会の招集は、長が告示により行う（自治法第101条）。
- ・ 定例会・臨時会の区分があり、定例会の回数は条例で定める（自治法第102条第1項・第2項）。
- ・ 会期は毎会期の初めに議会の議決で定める（自治法第102条第6項）。
- ・ 定例会・臨時会の会期中、集中的に議事を開催する運用を想定。



（新制度）

- ・ 定例会・臨時会の区分はなく、一般選挙後30日以内に長が議会を招集するほか、招集行為は行わない。
- ・ 会期は、原則として、条例で定める一月中の日から翌年の当該日の前日までと法定する。
- ・ 条例で、毎月一日以上、定期的に会議を開く日（定例日）を定める（必要に応じ、定例日以外に随時開催も可）。

【運用イメージ】 毎月第2・第4水曜日、18時から20時まで

（予算・決算については、2～3月、10～11月に集中審議 → 定例日を集中的に規定するか委員会付託）



② 臨時会の招集権

- ◎ 議長等の臨時会の招集請求に対して長が招集しないときは、議長が臨時会を招集することができることとする。
- 議長による臨時会の招集請求があった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は、臨時会を招集することができるものとされた。
(法第101条第5項関係)
- 議員定数の4分の1以上の者よる臨時会の招集請求のあった日から20日以内に長が臨時会を招集しないときは、議長は、当該請求をした者の申し出に基づき、臨時会を招集しなければならないものとされた。
(法第101条6項関係)

③ 議会運営

- ◎ 委員会に関する規定を簡素化し、委員の選任方法、在任期間等について法律で定めていた事項（例：常任委員は会期の始めに議会で選任）を条例で定めることとされた。

（法第109条関係）

- 常任委員会1箇所以上所属の義務付けがなくなった。

（改正前の法第109条第2項の削除）

- ◎ 本会議においても、公聴会の開催、参考人の招致をすることができることとする。

（法第115条の2 第1項、第2項関係）

④ 議会の調査権 (議員修正により追加)

- ◎ 議会が調査を行うため選挙人その他の関係人の出頭、証言及び記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限ることとする。

(法第100条第1項関係)

※ 「地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査において選挙人等の出頭を求めることができるのは、公益上の必要と選挙人等の負担等を総合的に勘案し、公益が上回る場合であると考えられる。各議会においては、これまで以上に説明責任を果たすことが求められることを踏まえ、適切に運用されたいこと。」

(総務大臣の法施行通知から)

⑤ 政務活動費 (議員修正により追加)

- ◎ 政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付目的を「議員の調査研究その他 の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を 条例で定めることとする。

(法第100条第14項関係)

- ◎ 議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めることとする。

(法第100条第16項関係)

(2) 議会と長との関係

① 再議制度

※ 長が、異議のある議決や越権・違法な議決等に対して、再度の議決を議会に求める制度

- ◎ 一般再議の対象を条例・予算以外の議決事件（総合計画など）に拡大するものされた。

（法第176条第1項関係）

- ◎ 条例・予算以外の再議決要件は過半数とされた。
（条例・予讃は3分の2）

（法第176条第3項関係）

- ◎ 収入又は支出に関し執行することができない議決に係る再議を廃止するものとされた。

（改正前の法第177条第1項関係）

② 専決処分

- ◎ 副知事及び副市町村長の選任を対象から除外する。
(法第179条第1項関係)
- ◎ 条例・予算の専決処分について議会が不承認としたときは、長は必要と認める措置を講じ、議会に報告しなければならないこととする。
(法第179条第4項)

③ 条例公布

- ◎ 長は、条例の送付を受けた日から20日以内に再議に付す等の措置を講ずる場合を除き、当該条例の公布を行わなければならないこととする。
(法第16条第2項関係)

(3) 直接請求制度

◎ 解散・解職の請求に必要な署名数要件を緩和する。

※ 現行：有権者数の3分の1（40万を超える部分については6分の1）

→ 改正後：有権者数の3分の1（40万から80万の部分については6分の1、80万を超える部分については8分の1）

（法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項関係）

(4) 国等による違法確認訴訟制度の創設

◎ 国等が是正の要求等をした場合に、地方公共団体がこれに応じた措置を講じず、かつ、国地方係争処理委員会への審査の申出もしないとき等に、国等は違法確認訴訟を提起することができることとする。

（法第251条の7、法第252条第1項、第2項、第3項及び第5項並びに法第252条の17の4第3項関係）

(5) 一部事務組合・広域連合等

- ◎ 一部事務組合、協議会及び機関等の共同設置からの脱退の手続を簡素化する。

(法第256条の6の2、第252条の7の2及び286条の2関係)

- ◎ 一部事務組合の議会を構成団体の議会をもって組織することができることとする。

(法第287条の2第1項関係)

- ◎ 広域連合に執行機関として長に代えて理事会を置くことができることとする。

(法第291条の13関係)

(6) 施行期日

- ① 地方議会の会期、臨時会の招集権、議会運営(公聴会等)、議会の調査権、再議制度、専決処分、条例公布

公布日(平成24年9月5日)

- ② 議会運営(委員会等)、政務活動費、直接請求制度(署名数要件の緩和)、国等による違法確認訴訟制度の創設、一部事務組合・広域連合等

公布後6月以内

(7) 議会の対応

○ 通年会期制

- ・採用の検討
- ・条例制定(採用する場合)

○ 委員会に関する規定の条例委任

- ・条例化項目の検討
- ・委員会条例及び会議規則の改正

○ 公聴会等

- ・会議規則の改正

○ 政務活動費

- ・政務活動費に充てることができる経費の範囲の検討
- ・政務調査費条例の改正

改正後	現行
第二編 普通地方公共団体 第三章 条例及び規則 第十六条（略） ② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合は、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。ただし、再議その他の措置を講じた場合は、この限りでない。 ③～⑤（略） 第五章 直接請求 第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一	第二編 普通地方公共団体 第三章 条例及び規則 第十六条（略） ② 普通地方公共団体の長は、前項の規定により条例の送付を受けた場合において、再議その他の措置を講ずる必要がないと認めるときは、その日から二十日以内にこれを公布しなければならない。 ③～⑤（略） 第五章 直接請求 第七十六条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請

を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数
～以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙
管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の議会の解散の請求をするこ
とができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の
三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはそ
の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗
じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつ
てはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一
を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た
数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七
項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は
第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙
区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の
場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十
万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を
超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数
と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数
とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通
地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する普通地方公

求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の
三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える
数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合
算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について
、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四ま
での規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。

第八十条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、所属の選挙
区におけるその総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつ
ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗
じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者
から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該選挙区に属する
普通地方公共団体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この
場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一
（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一

共同体の議会の議員の解職の請求をすることができる。この場合において選挙区がないときは、選挙権を有する者の総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。

②・③（略）

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数

を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数（以上の者の連署をもつて、議員の解職の請求をすることができる。）

②・③（略）

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「都道府県の区域内の」とあり、及び「市の」とあるのは、「選挙区の区域の全部又は一部が含まれる」と読み替えるものとする。

第八十一条 選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数

の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

② 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

第八十六条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数

の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の選挙管理委員会に対し、当該普通地方公共団体の長の解職の請求をすることができる。

② 第七十四条第五項の規定は前項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は前項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は前項の規定による請求者の署名について、第七十六条第二項及び第三項の規定は前項の請求について準用する。

第八十六条 選挙権を有する者（道の方面公安委員会の委員については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内において選挙権を有する者）は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じ

に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合に於てはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え四十万以下の場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合に於てはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

第六章 議会

て得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、副知事若しくは副市町村長、選挙管理委員若しくは監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求をすることができる。

②・③ (略)

④ 第七十四条第五項の規定は第一項の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第一項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第一項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第六項第三号中「区域内」とあるのは、「区域内（道の方面公安委員会の委員に係る請求については、当該方面公安委員会の管理する方面本部の管轄区域内）」と読み替えるものとする。

第六章 議会

第二節 権限

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行うことができる。この場合において、当該調査を行うため特に必要があると認めるときは、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、前項後段の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。ただし、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項後段の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

④ ～ ⑬ （略）

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、**政務活動費**を交付することができる。こ

第二節 権限

第百条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により議会の調査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。次項において同じ。）に関する調査を行い、選挙人その他の関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる。

② 民事訴訟に関する法令の規定中証人の訊問に関する規定は、この法律に特別の定めがあるものを除く外、前項の規定により議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査のため選挙人その他の関係人の証言を請求する場合に、これを準用する。但し、過料、罰金、拘留又は勾引に関する規定は、この限りでない。

③ 第一項の規定により出頭又は記録の提出の請求を受けた選挙人その他の関係人が、正当の理由がないのに、議会に出頭せず若しくは記録を提出しないとき又は証言を拒んだときは、六箇月以下の禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

④ ～ ⑬ （略）

⑭ 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、**政務調査費**を交付することができる。この場合におい

の場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯ 議長は、第十四項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

⑰～⑳ (略)

第三節 招集及び会期

第百一条 (略)

②～④ (略)

⑤ 第二項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、臨時会を招集することができる。

⑥ 第三項の規定による請求のあつた日から二十日以内に当該普通地方公共団体の長が臨時会を招集しないときは、第一項の規定にかかわらず、議長は、第三項の規定による請求をした者の申出に基づき、当該申出のあつた日から、都道府県及び市にあつては十日以内、町村にあつては六日以内に臨時会を招集しなければならない。

て、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。

⑮ 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

⑯～⑰ (略)

第三節 招集及び会期

第百一条 (略)

②～④ (略)

⑦| (略)

第百二条 (略)

②ゝ④ (略)

⑤| 前条第五項又は第六項の場合においては、前項の規定にかかわらず、議長が、同条第二項又は第三項の規定による請求において示された会議に付議すべき事件を臨時会に付議すべき事件として、あらかじめ告示しなければならない。

⑥| 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前三項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑦| (略)

第百二条之二 普通地方公共団体の議会は、前条の規定にかかわらず、条

例で定めるところにより、定例会及び臨時会とせず、毎年、条例で定める日から翌年の当該日の前日までを会期とすることができる。

②| 前項の議会は、第四項の規定により招集しなければならないものとする場合を除き、前項の条例で定める日の到来をもつて、普通地方公共団体の長が当該日にこれを招集したものとみなす。

③| 第一項の会期中において、議員の任期が満了したとき、議会が解散されたとき又は議員が全でなくなつたときは、同項の規定にかかわらず、その任期満了の日、その解散の日又はその議員が全でなくなつた日をもつて、会期は終了するものとする。

⑤| (略)

第百二条 (略)

②ゝ④ (略)

⑤| 臨時会の開会中に緊急を要する事件があるときは、前二項の規定にかかわらず、直ちにこれを会議に付議することができる。

⑥| (略)

④ 前項の規定により会期が終了した場合には、普通地方公共団体の長は、同項に規定する事由により行われた一般選挙により選出された議員の任期が始まる日から三十日以内に議会を招集しなければならない。この場合においては、その招集の日から同日後の最初の第一項の条例で定める日の前日までを会期とするものとする。

⑤ 第三項の規定は、前項後段に規定する会期について準用する。

⑥ 第一項の議会は、条例で、定期的に会議を開く日（以下「定例日」という。）を定めなければならない。

⑦ 普通地方公共団体の長は、第一項の議会の議長に対し、会議に付議すべき事件を示して定例日以外の日において会議を開くことを請求することができる。この場合において、議長は、当該請求のあつた日から、都道府県及び市にあつては七日以内、町村にあつては三日以内に会議を開かなければならない。

⑧ 第一項の場合における第七十四条第三項、第二百一十一条第一項、第二百四十三条の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の三十九第四項の規定の適用については、第七十四条第三項中「二十日以内に議会を招集し、」とあるのは「二十日以内に」と、第二百一十一条第一項中「議会の審議」とあるのは「定例日に開かれる会議の審議又は議案の審議」と、第二百四十三条の三第二項及び第三項中「次の議会」とあるのは「次の定例日に開かれる会議」と、第二百五十二条の三十九第四項中「二十日以内に議会を招集し」とあるのは「二十日以内に」とする。

第五節 委員会

第九百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会を置くことができる。

② 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

③ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、請願等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

④ 特別委員会は、議会の議決により付議された事件を審査する。

⑤ 第十五条の二の規定は、委員会について準用する。

⑥ 委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑦ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑧ 委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

⑨ 前各項に定めるもののほか、委員の選任その他委員会に関し必要な事項は、条例で定める。

第五節 委員会

第九百九条 普通地方公共団体の議会は、条例で常任委員会を置くことができる。

② 議員は、少なくとも一の常任委員となるものとし、常任委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、常任委員を選任することができる。

④ 常任委員会は、その部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

⑤ 常任委員会は、予算その他重要な議案、陳情等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

⑥ 常任委員会は、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

⑦ 常任委員会は、議会の議決すべき事件のうちその部門に属する当該普通地方公共団体の事務に関するものにつき、議会に議案を提出することができる。ただし、予算については、この限りでない。

⑧ 前項の規定による議案の提出は、文書をもつてしなければならない。

⑨ 常任委員会は、議会の議決により付議された特定の事件については、閉会中も、なお、これを審査することができる。

第百九条の二 普通地方公共団体の議会は、条例で議会運営委員会を置くことができる。

② 議会運営委員は、会期の始めに議会において選任し、条例に特別の定めがある場合を除くほか、議員の任期中在任する。

③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、議会運営委員を選任することができる。

④ 議会運営委員会は、次に掲げる事項に関する調査を行い、議案、陳情等を審査する。

一 議会の運営に関する事項

二 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項

三 議長の諮問に関する事項

⑤ 前条第五項から第九項までの規定は、議会運営委員会について準用する。

第百十条 普通地方公共団体の議会は、条例で特別委員会を置くことができる。

② 特別委員は、議会において選任し、委員会に付議された事件が議会において審議されている間在任する。

③ 前項の規定にかかわらず、閉会中においては、議長が、条例で定めるところにより、特別委員を選任することができる。

④ 特別委員会は、会期中に限り、議会の議決により付議された事件を審査する。ただし、議会の議決により付議された特定の事件については、

第六節 会議

第百十五條の二 普通地方公共団体の議会は、会議において、予算その他

重要な議案、請願等について公聴会を開き、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くことができる。

② 普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。

第百十五條の三 (略)

第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは

閉会中も、なお、これを審査することを妨げない。

⑤ 第百九条第五項から第八項までの規定は、特別委員会について準用する。

第百十一条 前三条に定めるものを除くほか、委員会に関し必要な事項は、条例でこれを定める。

第六節 会議

第百十五條の二 (略)

第百二十一条 普通地方公共団体の長、教育委員会の委員長、選挙管理委員会の委員長、人事委員会の委員長又は公平委員会の委員長、公安委員会の委員長、労働委員会の委員、農業委員会の会長及び監査委員その他法律に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者は、議会の審議に必要な説明のため議長から出席を求められたときは

、議場に出席しなければならない。ただし、出席すべき日時に議場に出
席できないことについて正当な理由がある場合において、その旨を議長
に届け出たときは、この限りでない。

② 第二百二条の二第一項の議会の議長は、前項本文の規定により議場への
出席を求めるに当たつては、普通地方公共団体の執行機関の事務に支障
を及ぼすことのないよう配慮しなければならない。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者で
あるとき又は第九十二条の二（第二百八十七条の二第七項において準用
する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に該当するときは
、その職を失う。その被選挙権の有無又は第九十二条の二の規定に該当
するかどうかは、議員が公職選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第
二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第
二十八条の規定に該当するため被選挙権を有しない場合を除くほか、議
会がこれを決定する。この場合においては、出席議員の三分の二以上の
多数によりこれを決定しなければならない。

②～④ （略）

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

、議場に出席しなければならない。

第八節 議員の辞職及び資格の決定

第二百二十七条 普通地方公共団体の議会の議員が被選挙権を有しない者で
あるとき又は第九十二条の二の規定に該当するときは、その職を失う。
その被選挙権の有無又は同条の規定に該当するかどうかは、議員が公職
選挙法第十一条、第十一条の二若しくは第二百五十二条又は政治資金規
正法（昭和二十三年法律第九十四号）第二十八条の規定に該当するた
め被選挙権を有しない場合を除くほか、議会がこれを決定する。この場
合においては、出席議員の三分の二以上の多数によりこれを決定しなけ
ればならない。

②～④ （略）

第七章 執行機関

第二節 普通地方公共団体の長

第四款 議会との関係

第七十六条 普通地方公共団体の議会の議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、その議決の日（条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決については、その送付を受けた日）から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

② (略)

③ 前項の規定による議決のうち条例の制定若しくは改廃又は予算に関するものについては、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

④～⑧ (略)

第七十七条

普通地方公共団体の議会において次に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入について、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

第四款 議会との関係

第七十六条 普通地方公共団体の議会における条例の制定若しくは改廃又は予算に関する議決について異議があるときは、当該普通地方公共団体の長は、この法律に特別の定めがあるものを除く外、その送付を受けた日から十日以内に理由を示してこれを再議に付することができる。

② (略)

③ 前項の規定による議決については、出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならない。

④～⑧ (略)

第七十七条

普通地方公共団体の議会の議決が、収入又は支出に關し執行することができないものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体の長は、理由を示してこれを再議に付さなければならない。

② 議会において左に掲げる経費を削除し又は減額する議決をしたときは、その経費及びこれに伴う収入についても、また、前項と同様とする。

一 法令により負担する経費、法律の規定に基づき当該行政庁の職権により命ずる経費その他の普通地方公共団体の義務に属する経費

二（略）

②（略）

③ 第一項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第十三条

ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第六十二条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意については、この限りでない。

②・③（略）

④ 前項の場合において、条例の制定若しくは改廃又は予算に関する処置について承認を求める議案が否決されたときは、普通地方公共団体の長は、速やかに、当該処置に関して必要と認める措置を講ずるとともに、その旨を議会に報告しなければならない。

第八章 給与その他の給付

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四

二（略）

③（略）

④ 第二項第二号の場合において、議会の議決がなお同号に掲げる経費を削除し又は減額したときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決を不信任の議決とみなすことができる。

第七十九条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第十三条た

だし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

②・③（略）

第八章 給与その他の給付

第二百七条 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、第七十四

条の三第三項及び第百条第一項後段（第二百八十七条の二第七項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第百十五条の二第二項（第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人、第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第百十五条の二第二項（第百九条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等

第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等の手続

（許可等の基準）

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下この款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十一条の六第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という。）があつた場合において、許可、認可、承認、

条の三第三項及び第百条第一項の規定により出頭した選挙人その他の関係人、第百九条第六項（第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）の規定により出頭した参考人、第百九十九条第八項の規定により出頭した関係人、第二百五十一条の二第九項の規定により出頭した当事者及び関係人並びに第百九条第五項（第百九条の二第五項及び第百十条第五項において準用する場合を含む。）の規定による公聴会に参加した者の要した実費を弁償しなければならない。

第十一章 国と普通地方公共団体との関係及び普通地方公共団体相互間の関係

第一節 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等

第二款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県との関与等の手続

（許可等の基準）

第二百五十条の二 国の行政機関又は都道府県の機関は、普通地方公共団体からの法令に基づく申請又は協議の申出（以下本款、第二百五十条の十三第二項、第二百五十一条の三第二項、第二百五十一条の五第一項、第二百五十二条第一項及び第二百五十二条の十七の三第三項において「申請等」という。）があつた場合において、許可、認可、承認、同意そ

同意その他これらに類する行為（以下この款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。）をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 (略)

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体

相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に
関する訴え

（都道府県の関与に関する訴えの提起）

第二百五十一条の六 (略)

2・6 (略)

（普通地方公共団体の不作為に関する国の訴えの提起）

第二百五十一条の七 第二百四十五条の五第一項若しくは第四項の規定による是正の要求又は第二百四十五条の七第一項若しくは第四項の規定による指示を行つた各大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の不作為（是正の要求又は指示を受けた普通地方公共団体の行政庁が、相
当の期間内に是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じなけれ

その他これらに類する行為（以下本款及び第二百五十二条の十七の三第三項において「許認可等」という。）をするかどうかを法令の定めに従つて判断するために必要とされる基準を定め、かつ、行政上特別の支障があるときを除き、これを公表しなければならない。

2・3 (略)

第二節 国と普通地方公共団体との間並びに普通地方公共団体

相互間及び普通地方公共団体の機関相互間の紛争処理

第五款 普通地方公共団体に対する国又は都道府県の関与に
関する訴え

（都道府県の関与に関する訴えの提起）

第二百五十二条 (略)

2・6 (略)

ばならないにもかかわらず、これを講じないことをいう。以下この項、次条及び第二百五十二条の十七の四第三項において同じ。）に係る普通地方公共団体の行政庁（当該是正の要求又は指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該普通地方公共団体の不作為の違法の確認を求めることができる。

一 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をせず（審査の申出後に第二百五十条の十七第一項の規定により当該審査の申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

二 普通地方公共団体の長その他の執行機関が当該是正の要求又は指示に関する第二百五十条の十三第一項の規定による審査の申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 委員会が第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置又は指示に係る措置を講じないとき。

ロ 委員会が当該審査の申出をした日から九十日を経過しても第二百五十条の十四第一項又は第二項の規定による審査又は勧告を行わな

い場合において、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関が
第二百五十一条の五第一項の規定による当該是正の要求又は指示の
取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた
措置又は指示に係る措置を講じないとき。

2 前項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することがで
きない。

一 前項第一号の場合は、第二百五十条の十三第四項本文の期間

二 前項第二号イの場合は、第二百五十一条の五第二項第一号、第二号
又は第四号に掲げる期間

三 前項第二号ロの場合は、第二百五十一条の五第二項第三号に掲げる
期間

3 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第一項の訴えに
ついて準用する。

4 第一項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定に
かわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用
しない。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の訴えについては、主張及び証拠
の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所
規則で定める。

（市町村の不作为に関する都道府県の訴えの提起）

第二百五十二条 第二百四十五条の五第二項の指示を行つた各大臣は、次
の各号のいずれかに該当するときは、同条第三項の規定による是正の要

求を行つた都道府県の執行機関に対し、高等裁判所に対し、当該是正の要求を受けた市町村の不作为に係る市町村の行政庁（当該是正の要求があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁。次項において同じ。）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作为の違法の確認を求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該是正の要求に関する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第一項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町

村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該是正の要求の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該是正の要求に応じた措置を講じないとき。

2 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、高等裁判所に対し、当該市町村の不作为に係る市町村の行政庁を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作为の違法の確認を求めなければならない。

3 第二百四十五条の七第二項の規定による指示を行つた都道府県の執行機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、高等裁判所に対し、当該指示を受けた市町村の不作为に係る市町村の行政庁（当該指示があつた後に当該行政庁の権限が他の行政庁に承継されたときは、当該他の行政庁）を被告として、訴えをもつて当該市町村の不作为の違法の確認を求めることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十一条の三第一項の規定による申出をせず（申出後に同条第五項において準用する第二百五十条の十七第一項の規定により当該申出が取り下げられた場合を含む。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

二 市町村長その他の市町村の執行機関が当該指示に関する第二百五十条の三第一項の規定による申出をした場合において、次に掲げるとき。

イ 自治紛争処理委員が第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査の結果又は勧告の内容の通知をした場合において、当該市町村長その他の市町村の執

行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず（訴えの提起後に当該訴えが取り下げられた場合を含む。ロにおいて同じ。）、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

ロ 自治紛争処理委員が当該申出をした日から九十日を経過しても第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十四第二項の規定による審査又は勧告を行わない場合において、当該市町村長その他の市町村の執行機関が第二百五十一条の六第一項の規定による当該指示の取消しを求める訴えの提起をせず、かつ、当該指示に係る措置を講じないとき。

4 | 第二百五十四条の七第三項の指示を行った各大臣は、前項の都道府県の執行機関に対し、同項の規定による訴えの提起に関し、必要な指示をすることができる。

5 | 第二項及び第三項の訴えは、次に掲げる期間が経過するまでは、提起することができない。

一 第一項第一号及び第三項第一号の場合は、第二百五十一条の三第五項において準用する第二百五十条の十三第四項本文の期間

二 第一項第二号イ及び第三項第二号イの場合は、第二百五十一条の六第二項第一号、第二号又は第四号に掲げる期間

三 第一項第二号ロ及び第三項第二号ロの場合は、第二百五十一条の六第二項第三号に掲げる期間

6 | 第二百五十一条の五第三項から第六項までの規定は、第二項及び第三項の訴えについて準用する。この場合において、同条第三項中「当該普

通「地方公共団体の区域」とあるのは、「当該市町村の区域」と読み替えるものとする。

7 第二項及び第三項の訴えについては、行政事件訴訟法第四十三条第三項の規定にかかわらず、同法第四十条第二項及び第四十一条第二項の規定は、準用しない。

8 前各項に定めるもののほか、第二項及び第三項の訴えについては、主張及び証拠の申出の時期の制限その他審理の促進に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 協議会

（脱退による協議会の組織の変更及び廃止の特例）

第二百五十二条の六の二 前条の規定にかかわらず、協議会を設ける普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、協議会から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時までに、第二百五十二条の二第一項から第三項までの例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。ただし、第二百五十二条の四第一項第二号に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の例によ

第三節 普通地方公共団体相互間の協力

第一款 協議会

らないものとする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 普通地方公共団体は、第一項の規定により協議会から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

5 第一項の規定による脱退により協議会を設ける普通地方公共団体が一となったときは、当該協議会は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二條の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

第二款 機関等の共同設置

（脱退による機関等の共同設置の変更及び廃止の特例）

第二百五十二條の七の二 前条第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により機関等を共同設置する普通地方公共団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての関係普通地方公共団体に書面で予告をすることにより、共同設置から脱退することができる。

2 前項の予告を受けた関係普通地方公共団体は、当該予告をした普通地方公共団体が脱退する時まで、協議して当該脱退により必要となる規

第二款 機関等の共同設置

約の変更を行わなければならない。

3 第二百五十二条の二第二項及び第三項本文の規定は、前項の場合について準用する。ただし、次条第二号（第二百五十二条の十三において準用する場合を含む。）に掲げる事項のみに係る規約の変更については、第二百五十二条の二第三項本文の規定は、準用しない。

4 第一項の予告の撤回は、他の全ての関係普通地方公共団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした普通地方公共団体が他の関係普通地方公共団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

5 普通地方公共団体は、第一項の規定により機関等の共同設置から脱退したときは、その旨を告示しなければならない。

6 第一項の規定による脱退により機関等を共同設置する普通地方公共団体が一となったときは、当該共同設置は廃止されるものとする。この場合において、当該普通地方公共団体は、その旨を告示するとともに、第二百五十二条の二第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（機関の共同設置に関する規約）

第二百五十二条の八 第二百五十二条の七の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

（機関の共同設置に関する規約）

第二百五十二条の八 前条の規定により共同設置する普通地方公共団体の委員会若しくは委員又は附属機関（以下この条において「共同設置する機関」という。）の共同設置に関する規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一〇五 (略)

第四節 条例による事務処理の特例

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

2 (略)

3| 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理について第二百四十五条の五第三項の規定による是正の要求(第一項の規定による是正の要求を含む。)を行つた都道府県知事は、第二百五十二条第一項各号のいずれかに該当するときは、同項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第二項の規定により、訴えをもつて当該是正の要求を受けた市町村の不作為の違法の確認を求めることができる。

4| (略)

第十四章 補則

第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求(第二百五十二条の十七の四第四項の規定による再審査請求を除く。)、審査の申立て又は審決の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立

一〇五 (略)

第四節 条例による事務処理の特例

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 (略)

2 (略)

3| (略)

第十四章 補則

第二百五十五条の五 総務大臣は都道府県の事務に関し、都道府県知事は市町村の事務に関し、この法律の規定による審査請求(第二百五十五条の二の規定による審査請求を除く。)、再審査請求(第二百五十二条の十七の四第三項の規定による再審査請求を除く。)、審査の申立て又は審決の申請があつた場合において、審査請求、再審査請求、審査の申立

て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体(以下この節において「構成団体」という。)の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第二百八十七条第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、第二百八十七条第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、

て若しくは審決の申請をした者から要求があつたとき、又は特に必要があると認めるときは、第二百五十一条第二項の規定により自治紛争処理委員を任命し、その審理を経た上、審査請求若しくは再審査請求に対する裁決をし、審査の申立てに対する裁決若しくは裁定をし、又は審決をするものとする。

第三編 特別地方公共団体

第三章 地方公共団体の組合

第二節 一部事務組合

(組織、事務及び規約の変更)

第二百八十六条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次条第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 一部事務組合は、次条第一号、第四号又は第七号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公

構成団体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（脱退による組織、事務及び規約の変更の特例）

第二百八十六条の二 前条第一項本文の規定にかかわらず、構成団体は、その議会の議決を経て、脱退する日の二年前までに他の全ての構成団体に書面で予告をすることにより、一部事務組合から脱退することができ

る。

2 前項の予告を受けた構成団体は、当該予告をした構成団体が脱退する時まで、前条の例により、当該脱退により必要となる規約の変更を行わなければならない。この場合において、同条中「第二百八十七条第一項第一号」とあるのは、「第二百八十七条第一項第一号、第二号」とする。

3 第一項の予告の撤回は、他の全ての構成団体が議会の議決を経て同意をした場合に限り、することができる。この場合において、同項の予告をした構成団体が他の構成団体に当該予告の撤回について同意を求めるに当たっては、あらかじめ、その議会の議決を経なければならない。

4 第一項の規定による脱退により一部事務組合の構成団体が一となったときは、当該一部事務組合は解散するものとする。この場合において、当該構成団体は、前条第一項本文の例により、総務大臣又は都道府県知事に届け出なければならない。

（規約等）

共同体の協議によりこれを定め、前項本文の例により、直ちに総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

（規約等）

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 (略)

二 一部事務組合の構成団体

三 七 (略)

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合の構成団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

（特例一部事務組合）

第二百八十七条の二 一部事務組合（一部事務組合を構成団体とするもの並びに第二百八十五条に規定する場合に設けられたもの及び次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置くものを除く。）は、規約で定めるところにより、当該一部事務組合の議会を構成団体の議会をもつて組織することができる。

2 前項の規定によりその議会を構成団体の議会をもつて組織することとした一部事務組合（以下この条において「特例一部事務組合」という。）の管理者は、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の管理者が一部事務組合の議会に付議することとされている事件があるときは、構成団体の長を通じて、当該事件に係る議案を全ての構成団体の議会

第二百八十七条 一部事務組合の規約には、次に掲げる事項につき規定を設けなければならない。

一 (略)

二 一部事務組合を組織する地方公共団体

三 七 (略)

2 一部事務組合の議会の議員又は管理者（次条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事）その他の職員は、第九十二条第二項、第四百一条第二項及び第九十六条第三項（これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該一部事務組合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

に提出しなければならない。

3 前項の規定により同項に規定する事件に係る議案の提出を受けた構成団体の議会は、当該事件を議決するものとする。

4 構成団体の議会の議長は、前項の議決があつたときは、当該構成団体の長を通じて、議決の結果を特例一部事務組合の管理者に送付しなければならない。

5 特例一部事務組合にあつては、第二項に規定する事件の議会の議決は、当該議会を組織する構成団体の議会の一致する議決によらなければならない。

6 特例一部事務組合にあつては、この法律その他の法令の規定により一部事務組合の執行機関が一部事務組合の議会に報告し、提出し、又は勧告することとされている事項の議会への報告、提出又は勧告は、当該特例一部事務組合の執行機関が構成団体の長を通じて当該事項を全ての構成団体の議会に報告し、提出し、又は勧告することによつて行うものとする。

7 前編第六章第一節（第九十二条の二の規定に限る。）、第二節（第一百条第十四項から第二十項までを除く。）及び第七節の規定は、特例一部事務組合の議会について準用する。この場合において、第九十二条の二、第九十八条、第九十九条、第一百条第一項から第五項まで及び第八項から第十三項まで、第一百条の二並びに第二百五条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第九十七条第一項中「法律」とあるのは「規約で定めるところにより、法律」と、第二百二十四条中「議員」とあるのは「特例一

部事務組合の構成団体の議会の議員」と、「請願書」とあるのは「当該構成団体の議会に請願書」と読み替えるものとする。

8| 第二百九十二条の規定によりこの法律中都道府県、市又は町村に関する規定を特例一部事務組合に準用する場合においては、第十六条第二項中「前項の規定により条例」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合（同条第二項に規定する特例一部事務組合をいう。以下同じ。）の全ての構成団体（第二百八十六条第一項に規定する構成団体をいう。以下同じ。）の議会の議長から条例に関する議決の結果」と、「これを」とあるのは「当該条例を」と、第四百四十五条中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者」と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第六百六十五条第一項中「普通地方公共団体の議会の議長」とあるのは「特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長」と、第七百七十六条（第三項を除く。）、「第七百七十七条第一項及び第二項、第七百七十九条第二項から第四項まで、第八百八十条、第八百九十九条第十二項、第二百四十二条第九項、第二百四十二条の二第一項及び第二項、第二百五十二条の二十八第三項、第二百五十二条の三十三第一項、第二百五十二条の三十四、第二百五十二条の四十（第四項を除く。）並びに第二百五十六条中「普通地方公共団体の議会」とあり、及び「議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、第七百七十六条第五項中「都道府県知事にあつては」とあるのは「都道府県の加入する特例一部事務組合の管理者にあつては

「と、「市町村長」とあるのは「都道府県の加入しない特例一部事務組合の管理者」と、第百七十九条第一項中「普通地方公共団体の議会」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会」と、「議会の」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会の」と、「議会を招集する」とあるのは「議決を経る」と、「議会に」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会に」と、「を処分する」とあるのは「について第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、第百八十条第一項中「これを専決処分にする」とあるのは「これについて第二百八十七条の二第三項の議決があつたものとみなす」と、同条第二項中「専決処分をしたときは」とあるのは「議決があつたものとみなしたときは」と、第二百十九条第二項中「前項の規定により予算」とあるのは「第二百八十七条の二第四項の規定により特例一部事務組合の全ての構成団体の議会の議長から予算に関する議決の結果」と、「その要領」とあるのは「当該予算の要領」と、第二百五十二条の三十七第五項中「議会」とあるのは「全ての構成団体の議会」と、第二百五十二条の三十八第六項中「議会」とあるのは「構成団体の議会」と、第二百五十二条の四十第四項中「議会から」とあるのは「特例一部事務組合の構成団体の議会から」と読み替えるものとする。

9

特例一部事務組合にあつては、前条第一項第六号の規定にかかわらず、この法律その他の法令の規定による一部事務組合の監査委員の事務は、規約で定める構成団体の監査委員が行うものとすることができる。

（議決方法の特例及び理事会の設置）

（議決方法の特例及び理事会の設置）

第二百八十七条の三 (略)

2・3 (略)

(議決事件の通知)

第二百八十七条の四 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合の構成団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百八十七条の二 (略)

2・3 (略)

(議決事件の通知)

第二百八十七条の三 一部事務組合の管理者（前条第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。第二百九十一条第一項及び第二項において同じ。）は、当該一部事務組合の議会の議決すべき事件のうち政令で定める重要なものについて当該議会の議決を求めようとするときは、あらかじめ、これを当該一部事務組合を組織する地方公共団体の長に通知しなければならない。当該議決の結果についても、同様とする。

(解散)

第二百八十八条 一部事務組合を解散しようとするときは、関係地方公共団体の協議により、第二百八十四条第二項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(財産処分)

第二百八十九条 第二百八十六条又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(議会の議決を要する協議)

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第二百八十七条第一項第二号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前二条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（経費分賦に関する異議）

第二百九十一条 一部事務組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合の構成団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

2・3 （略）

第三節 広域連合

（広域連合による事務の処理等）

第二百九十一条の二 （略）

2・3 （略）

4 都道府県の加入する広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会。第二百九十一条の四第四項、第二百九十一条の五第二項、第二百九十一条の六第一項及び第二百九十一条の八第二項を除き、以下同じ。）は、その議会の議決を経て、国の行政機関の

第二百九十条 第二百八十四条第二項、第二百八十六条、第二百八十八条及び前条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（経費分賦に関する異議）

第二百九十一条 一部事務組合の経費の分賦に関し、違法又は錯誤があると認めるときは、一部事務組合を組織する地方公共団体は、その告知を受けた日から三十日以内に当該一部事務組合の管理者に異議を申し出ることができる。

2・3 （略）

第三節 広域連合

（広域連合による事務の処理等）

第二百九十一条の二 （略）

2・3 （略）

4 都道府県の加入する広域連合の長は、その議会の議決を経て、国の行政機関の長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

長に対し、当該広域連合の事務に密接に関連する国の行政機関の長の権限に属する事務の一部を当該広域連合が処理することとするよう要請することができる。

5 (略)

(規約等)

第二百九十一条の四 (略)

2・3 (略)

4 広域連合の議会の議員又は長(第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事。次条第二項及び第二百九十一条の六第一項において同じ。)その他の職員は、第九十二条第二項、第四百一条第二項及び第九十六条第三項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は長その他の職員と兼ねることができる。

(直接請求)

第二百九十一条の六 (略)

2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(第五項前段において「請求権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分

5 (略)

(規約等)

第二百九十一条の四 (略)

2・3 (略)

4 広域連合の議会の議員又は長その他の職員は、第九十二条第二項、第四百一条第二項及び第九十六条第三項(これらの規定を適用し又は準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、当該広域連合を組織する地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長その他の職員と兼ねることができる。

(直接請求)

第二百九十一条の六 (略)

2 前項に定めるもののほか、広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの(第五項前段において「請求権を有する者」という。)は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た

の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合に於てはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請することができる。

3・4 (略)

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え四十万以下の場合に於てはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が四十万を超える場合に於てはその四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合

数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該広域連合の長に対し、当該広域連合の規約の変更を要請することができる。

3・4 (略)

5 第七十四条第五項の規定は請求権を有する者及びその総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合に於ては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）について、同条第六項の規定は第二項の代表者について、同条第七項から第九項まで及び第七十四条の二から第七十四条の四までの規定は第二項の規定による請求者の署名について準用する。この場合において、第七十四条第五項中「第一項の選挙権を有する者」とあるのは「第二百九十一条の六第二項に規定する広域連合を組織する普通地方公共団体又は特別区の議会の議員及び長の選挙権を有する者で当該広域連合の区域内に住所を有するもの（以下「請求権を有する者」という。）」と、同条第六項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と、同項第一号中「に係る」とあるのは「の加入する広域連合に係る」と、「他の市町村の区域内」とあるのは「の他の市町村の区域内（当該広域連合の区域内に限る。以下この号において同じ。）」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県）」とあるのは「広域連合（当該広域連合）」と、「

の区域内に限る。以下この号において同じ。」と、同項第三号中「普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県」とあるのは「広域連合（当該広域連合」と、「（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～8 (略)

(協議会)

第二百九十一条の八 (略)

2 前項の協議会は、広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事）及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）
、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長（第二百九十一条の十三において準用する第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、理事会）が任命する者をもつて組織する。

3 (略)

(一部事務組合に関する規定の準用)

(以下この号において「指定都市」という。)の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む」とあるのは「の区を含む」と、同条第八項並びに第七十四条の四第三項及び第四項中「選挙権を有する者」とあるのは「請求権を有する者」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

6～8 (略)

(協議会)

第二百九十一条の八 (略)

2 前項の協議会は、広域連合の長及び国の地方行政機関の長、都道府県知事（当該広域連合を組織する地方公共団体である都道府県の知事を除く。）
、広域連合の区域内の公共的団体等の代表者又は学識経験を有する者のうちから広域連合の長が任命する者をもつて組織する。

3 (略)

(一部事務組合に関する規定の準用)

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三第二項、第二百八十七条の四及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、第二百八十七条の三第二項中「第二百八十五条の一部事務組合」とあるのは「広域連合」と、第二百八十九条中「第二百八十六条、第二百八十六条の二又は前条」とあるのは「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の七第二項、第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第

第二百九十一条の十三 第二百八十七条の三及び第二百八十九条の規定は、広域連合について準用する。この場合において、同条中「第二百八十六条又は前条」とあるのは、「第二百九十一条の三第一項、第三項若しくは第四項又は第二百九十一条の十第一項」と読み替えるものとする。

第四編 補則

(事務の区分)

第二百九十八条 都道府県が第三条第六項、第七条第一項及び第二項（第八条第三項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）、第八条の二第一項、第二項及び第四項、第九条第一項及び第二項（同条第十一項において準用する場合を含む。）並びに第五項及び第九項（同条第十一項及び第九条の三第六項において準用する場合を含む。）、第九条の二第一項及び第五項並びに第九条の三第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の四第一項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は第二号法定受託事務である場合においては、同条第二項の規定による各大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百四十五条の五第三項の規定により処理することとされている事務、第二百四十五条の七第二項、第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第

四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条第二項の規定により処理することとされている事務、同条第三項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項（第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第二百八十六条（第二百八十六条の二第二項の規定によりその例によることとされる場合を含む。）及び第二百八十六条の二第四項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に

四項まで及び第八項並びに第二百四十五条の九第二項の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項（第二百九十一条の二第三項において準用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第二百五十二条の十七の五第一項の規定により処理することとされている事務（同条第二項の規定による総務大臣の指示を受けて行うものに限る。）、第二百五十二条の十七の六第二項及び第二百五十二条の十七の七の規定により処理することとされている事務、第二百五十五条の二の規定により処理することとされている事務（第一号法定受託事務に係るものに限る。）、第二百六十一条第二項から第四項までの規定により処理することとされている事務、第二百八十四条第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、第二百八十六条第一項及び第二項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百八十八条の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない一部事務組合に係る届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入

係る届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の三第一項及び第三項から第五項までの規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可又は届出に係るものに限る。）、第二百九十一条の十第一項の規定により処理することとされている事務（都道府県の加入しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2・3 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事 務
(略)	(略)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は

しない広域連合に係る許可に係るものに限る。）、同条第三項の規定により処理することとされている事務並びに第二百六十二条第一項において準用する公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定により処理することとされている事務は、第一号法定受託事務とする。

2・3 (略)

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

備考 この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上欄に掲げる法律における用語の意義及び字句の意味によるものとする。

法律	事 務
(略)	(略)
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）	都道府県が第四十八条第一項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務（市町村が処理する事務が自治事務又は

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五	(略)	
(略)	(略)	は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）<u>、第五十三条第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務</u>

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五	(略)	
(略)	(略)	は第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する文部科学大臣の指示を受けて行うものに限る。）<u>、第五十三条第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する地方自治法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務</u>

年法律第七十七号)	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律 (平成十六年法律第六十三号)	武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律 第百十二号)	(略)	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十六号)
	第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項 (これらの規定を第二十四条第二項において準用する場合を含む。) ()の規定により市町村が処理することとされている事務	(略)	(略)	(略)

年法律第七十七号)		武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (平成十六年法律 第百十二号)	(略)	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律 (平成十八年法律第百十六号)
		(略)	(略)	(略)
農山漁村の活性化の	第七条第四項の規定により都道府県が処理す			

更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）	農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）	犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	
第九十八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務	第七条第四項の規定により都道府県が処理することとされている事務	（略）	

			犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）	ための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成十九年法律第四十八号）
			（略）	ることとされている事務

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）		犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）	
（略）		（略）	

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）	更生保護法（平成十九年法律第八十八号）	犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成十九年法律第百三十三号）	裁判員の参加する刑事裁判に関する法律
（略）	第九十八条第二項の規定により市町村が処理することとされている事務	（略）	第二十一条第一項及び第二項、第二十二条並びに第二十三条第四項（これらの規定を第二

障害のある児童及び	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）		
第十六条第二項の規定により都道府県が処理	第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務		

	オウム真理教犯罪被害者等を救済するための給付金の支給に関する法律（平成二十年法律第八十号）	地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成二十年法律第二十五号）	障害のある児童及び生徒のための教科用特定図書等の普及の促進等に関する法律（平成二十年法律第八十一号）	（平成十六年法律第六十三号）
	第七条第一項及び第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務	第三章の規定により都道府県が処理することとされている事務	第十六条第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務及び同条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務	十四条第二項において準用する場合を含む。（）の規定により市町村が処理することとされている事務

生徒のための教科用 特定図書等の普及の 促進等に関する法律 (平成二十年法律第 八十一号)	第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	出入国管理及び難民 認定法及び日本国と の平和条約に基づき 日本の国籍を離脱し た者等の出入国管理 に関する特例法の一 部を改正する等の法 律 (平成二十一年法
ハンセン病問題の解 決の促進に関する法 律 (平成二十年法律 第八十二号)	第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	消費安全法 (平成 二十一年法律第五十 号)
ハンセン病問題の解 決の促進に関する法 律 (平成二十年法律 第八十二号)	第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	附則第十七条第一項、同条第二項及び附則第 十八条第二項において準用する出入国管理及 び難民認定法第十九条の七第二項、附則第十 八条第一項、第二十七条第一項及び第五項、 第二十八条第三項及び第四項、第二十九条第 一項及び第三項並びに第三十条第一項、同条 第二項及び附則第三十一条第二項において準 用する日本国との平和条約に基づき日本の国

ハンセン病問題の解 決の促進に関する法 律 (平成二十年法律 第八十二号)	第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	消費安全法 (平成 二十一年法律第五十 号)
ハンセン病問題の解 決の促進に関する法 律 (平成二十年法律 第八十二号)	第十九条第一項及び第二十一条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務	(略)

律第七十九号)	中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）	(略)	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）	
籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例 法第十条第三項並びに附則第三十一条第一項 及び第三十三条の規定により市町村が処理することとされている事務	(略)	(略)	(略)	

中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成二十一年法律第九十六号）	(略)	(略)	平成二十二年度等における子ども手当の支給に関する法律（平成二十二年法律第十九号）	日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十
(略)	(略)	(略)	(略)	この法律の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する	(略)		口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）</u> <u>附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務</u>	
(略)	(略)		(略)		

東日本大震災の被災者に係る一般旅券の発給の特例に関する	(略)	<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第三十四号）</u> <u>附則第六条第一項及び第三項の規定により都道府県が行うこととされている事務</u>	口蹄疫対策特別措置法（平成二十二年法律第四十四号）		一号
(略)	(略)		(略)		

法律（平成二十三年 法律第六十四号）	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）	この法律（第二十四条から第二十七条まで及び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）	（略）
-----------------------	--	---	-----

法律（平成二十三年 法律第六十四号）	平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号）	（略）	この法律（第二十四条から第二十七条まで及
-----------------------	--	-----	----------------------

ける子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成二十三年法律第百七号）	び第三十四条を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（第十六条第一項の規定により読み替えられた第六条第一項、第七条第一項及び第十三条第一項の規定により都道府県又は市町村が処理することとされている事務を含む。）
出入国管理及び難民認定法及び日本との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成二十一年法律第七十九号）	附則第二十七条第一項の規定により市町村が処理することとされている事務

改 正 後	現 行
（町村の一部事務組合等） 第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、<u>理事会</u>）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、<u>理事会</u>）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。 （大都市等の特例） 第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規	（町村の一部事務組合等） 第八十二条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。 （大都市等の特例） 第八十四条の二 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）においては、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては

定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。 2 (略)	、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。 2 (略)
--	---

改正後	現行
（決算） 第三十条（略） 2・3（略） 4 地方公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定（地方自治法第百二条の二第一項の議会においては、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後の最初の定例日（同条第六項に規定する定例日をいう。）に開かれる会議において議会の認定）に付さなければならない。 5～7（略）	（決算） 第三十条（略） 2・3（略） 4 地方公共団体の長は、第二項の規定により監査委員の審査に付した決算を、監査委員の意見を付けて、遅くとも当該事業年度終了後三月を経過した後において最初に招集される定例会である議会の認定に付さなければならない。 5～7（略）

改正後	現行
（解職請求） 第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 2 （略） （条例による事務処理の特例） 第五十五条 （略） 2ゝ8 （略） 9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあ	（解職請求） 第八条 地方公共団体の長の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、その総数の三分の一（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）以上の者の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の長に対し、委員の解職を請求することができる。 2 （略） （条例による事務処理の特例） 第五十五条 （略） 2ゝ8 （略） 9 地方自治法第二百五十二条の十七の三並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定は、第一項の条例の定めるところにより、都道府県委員会の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合について準用する。この場合において、これらの規定中「規則」とあるのは

るのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。

10 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは「同条第四項中」とする。

（組合に関する特例）

第六十条 （略）

2 （略）

3 第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十三条に規定する事務の全てをその管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は長（同法第二百九十一条の十三におい

「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「市町村長」とあるのは「市町村教育委員会（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより当該市町村の長が管理し、及び執行する事務については、市町村長）」と読み替えるものとする。

10 第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務については、当該事務を都道府県委員会が管理し、及び執行する事務とみなして、第一項から第三項まで及び第六項から前項までの規定を適用する。この場合において、第七項中「速やかに、当該都道府県委員会に通知するとともに、その意見を踏まえて」とあるのは「速やかに、」と、前項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは「同条第三項中」とする。

（組合に関する特例）

第六十条 （略）

2 （略）

3 第二十三条に規定する事務の一部を処理する組合のうち、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより、その処理する第二十三条に規定する事務のすべてをその管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会）又は長が管理し、及び執行するものとしたものには、教

て準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事

会を置く広域連合にあつては、理事会。第八項及び第十項において同じ。
。）が管理し、及び執行するものとしたものには、教育委員会を置かない。

4～8 (略)

9 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第二百九十一条の二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは、「同条第四項中」と読み替えるものとする。

10～11 (略)

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する文部科学大臣の指示を受けて行

育委員会を置かない。

4～8 (略)

9 地方自治法第二百九十一条の二第二項の条例の定めるところにより、都道府県が、第二十四条の二第一項の条例の定めるところにより都道府県知事が管理し、及び執行する事務のうち都道府県の加入しない広域連合の事務に関連するものを当該広域連合において処理することとする場合については、同法第二百九十一条の二第三項の規定にかかわらず、第五十五条第二項、第三項及び第九項の規定を準用する。この場合において、同項中「これらの規定中「規則」とあるのは「教育委員会規則」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県教育委員会」と、」とあるのは、「同条第三項中」と読み替えるものとする。

10～11 (略)

(事務の区分)

第六十三条 都道府県が第四十八条第一項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により処理することとされている事務(市町村が処理する事務が地方自治法第二条第八項に規定する自治事務又は同条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務である場合においては、第四十八条第三項(第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する文部科学大臣の指示を受けて行

うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項及び第三項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

うものに限る。）、第五十三条第二項（第五十四条の二の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により処理することとされている事務、第六十条第五項の規定により処理することとされている事務（都道府県委員会の意見を聴くことに係るものに限る。）並びに第五十五条第九項（同条第十項により読み替えて適用する場合並びに第六十条第七項において準用する場合及び同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）において準用する同法第二百五十二条の十七の三第二項及び第三項並びに第二百五十二条の十七の四第一項の規定により処理することとされている事務は、同法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

改 正 後	現 行
（町村の一部事務組合等） 第三十三条の二 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、<u>理事会</u>）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、<u>理事会</u>）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。	（町村の一部事務組合等） 第三十三条の二 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

○ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（町村の一部事務組合等） 第三十九条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、<u>理事会</u>）又は広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあつては、<u>理事会</u>）を福祉事務所を管理する町村長とみなす。	（町村の一部事務組合等） 第三十九条 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の規定の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなし、その一部事務組合の管理者又は広域連合の長を福祉事務所を管理する町村長とみなす。

○ 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）（附則第十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	現 行
（事業状況の報告） 第百三十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況（後期高齢者医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の長（地方自治法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く後期高齢者医療広域連合にあつては、理事会。次項において同じ。）が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。）を都道府県知事に報告しなければならない。 2 （略）	（事業状況の報告） 第百三十五条 後期高齢者医療広域連合又は国保連合会は、厚生労働省令で定めるところにより、後期高齢者医療に係る事業の状況（後期高齢者医療広域連合にあつては、次項の規定により後期高齢者医療広域連合の長が市町村から報告を受ける事業の状況を含む。）を都道府県知事に報告しなければならない。 2 （略）

改正後	現行
（事務の委託の特例） 第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合の管理者（<u>地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて</u>理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。）又は広域連合の長（<u>同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて</u>理事会を置く広域連合にあつては、理事会。以下同じ。）に管理させ、及び執行させることができる。 2 （略）	（事務の委託の特例） 第八条 都道府県は、第六条第六項の規定による同意を得た基本計画（前条第一項の規定による変更の同意を得たときは、その変更後のもの。以下「同意基本計画」という。）の達成に資するため、当該都道府県と一部事務組合又は広域連合との協議により規約を定め、都道府県の事務の一部を、当該一部事務組合又は広域連合に委託して、当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあつては、理事会。以下同じ。）又は広域連合の長に管理させ、及び執行させることができる。 2 （略）

○ 市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）（附則第十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正後	現行
（合併協議会設置の請求） 第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。 2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下この条及び第五条の二第一項において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならぬ。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。	（合併協議会設置の請求） 第四条 選挙権を有する者（市町村の議会の議員及び長の選挙権を有する者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条の規定による選挙人名簿の登録が行われた日において選挙人名簿に登録されている者をいう。）をいう。以下同じ。）は、政令で定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、市町村の長に対し、当該市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる市町村（以下この条において「合併対象市町村」という。）の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。 2 前項の規定による請求があつたときは、当該請求があつた市町村（以下この条において「合併請求市町村」という。）の長は、直ちに、請求の要旨を公表するとともに、合併対象市町村の長に対し、これを通知し、当該請求に基づく合併協議会に係る地方自治法第二百五十二条の二第一項の協議（以下この条において「合併協議会設置協議」という。）について議会に付議するか否かの意見を求めなければならない。この場合において、合併請求市町村の長は、当該意見を求めた旨を合併請求市町村を包括する都道府県の知事に報告しなければならない。

3
20 (略)

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条及び次条第二項において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2
33 (略)

（地方自治法第百二条の二第一項の議会に関する特例）

第五條の二 合併請求市町村又は合併対象市町村の議会が地方自治法第百二条の二第一項の議会である場合における第四条第五項の規定の適用については、同項中「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

2 同一請求関係市町村の議会が地方自治法第百二条の二第一項の議会である場合における前条第六項の規定の適用については、同項中「六十日以内に、それぞれ議会を招集し」とあるのは、「六十日以内に」とする。

（合併市町村基本計画の作成及び変更）

3
20 (略)

第五条 合併協議会を構成すべき関係市町村（以下この条において「同一請求関係市町村」という。）の選挙権を有する者は、政令で定めるところにより、他の同一請求関係市町村の選挙権を有する者がこの項の規定により行う合併協議会の設置の請求と同一の内容であることを明らかにして、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、同一請求関係市町村の長に対し、当該同一請求関係市町村が行うべき市町村の合併の相手方となる他の同一請求関係市町村の名称を示し、合併協議会を置くよう請求することができる。

2
33 (略)

（合併市町村基本計画の作成及び変更）

第六条 (略)

2・4 (略)

5 第四条第十八項又は第五条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は第五条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6・9 (略)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長（同法第二百九十一条の十三において準用する同法第二百八十七条の三第二項の規定により長に代えて理事会を置く広域連合にあっては、理事会。次項

第六条 (略)

2・4 (略)

5 第四条第十八項又は前条第二十七項の規定により合併協議会が置かれた場合には、当該合併協議会は、その設置の日から六月以内に、合併市町村基本計画の作成その他市町村の合併に関する協議の状況を、第四条第一項又は前条第一項の代表者に通知するとともに、これを公表しなければならない。

6・9 (略)

第十四条 (略)

2・3 (略)

4 前三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 (略)

二 次条第二項の規定により通知を受けた日の翌日から起算して三十日を経過する日（その日が市町村の合併の日以後の日である場合にあっては、当該市町村の合併の日の前日）又は市町村の合併の日から起算して三十日前の日のうちいずれか遅い日までに当該一部事務組合又は当該広域連合を組織する地方公共団体から当該一部事務組合の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く同法第二百八十五条の一部事務組合にあっては、理事会。次項及び次条において同じ。）又は当該広域連合の長に第一項の規定の適用について異議の申出があった場合

及び次条において同じ。）に第一項の規定の適用について異議の申出 があつた場合 三 (略) 5・6 (略)	三 (略) 5・6 (略)
---	-------------------------------------

改 正 後	現 行
（市町村長による避難住民の誘導等） 第六十二条（略） 2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあつては、理事。以下同じ。）は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。 3・4（略） 5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあつては、理事。以下同じ。）とあり、前項中「	（市町村長による避難住民の誘導等） 第六十二条（略） 2 消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長は、当該消防組合を組織する市町村の長が前項の規定により避難住民を誘導するときは、当該市町村の避難実施要領で定めるところにより、当該消防組合の消防長及び消防団長を指揮し、当該市町村と協力して、避難住民を誘導しなければならない。 3・4（略） 5 前三項の規定は、消防に関する事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託した市町村の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の三第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長」とあり、前項中「消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団

消防組合の管理者又は長」とあるのは「委託を受けた地方公共団体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。

6 (略)

(特別区についてのこの法律の適用等)

第百八十五条 (略)

2 第六十二条第二項から第四項まで（これらの規定を第六十九条第二項（第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第六十六条第一項及び第七十条（これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定は、特別区の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者又は長（地方自治法第二百八十七条の三第二項（同法第二百九十一条の十三において準用する場合を含む。）の規定により管理者又は長に代えて理事会を置く消防組合にあつては、理事。以下同じ。）」とあり、同条第四項中「当該消防組合の管理者又は長」とあるのは「都知事」と、同条第二項及び第四項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「特別区」と、「当該市町村」とあるのは「当該特別区」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「特別区の消防長」と、

体の長」と、第二項及び前項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「委託した市町村」と、「当該市町村」とあるのは「当該委託した市町村」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「当該委託を受けた地方公共団体の消防長」と読み替えるものとする。

6 (略)

(特別区についてのこの法律の適用等)

第百八十五条 (略)

2 第六十二条第二項から第四項まで（これらの規定を第六十九条第二項（第百八十三条において準用する場合を含む。）及び第百八十三条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）並びに第六十六条第一項及び第七十条（これらの規定を第百八十三条において準用する場合を含む。）の規定は、特別区の長が避難住民を誘導する場合について準用する。この場合において、第六十二条第二項中「消防に関する事務の全部又は一部を処理する地方公共団体の組合（以下「消防組合」という。）の管理者（地方自治法第二百八十七条の二第二項の規定により管理者に代えて理事会を置く一部事務組合にあつては、理事。以下同じ。）又は長」とあり、同条第四項中「当該消防組合の管理者又は長」とあるのは「都知事」と、同条第二項及び第四項中「当該消防組合を組織する市町村」とあるのは「特別区」と、「当該市町村」とあるのは「当該特別区」と、「当該消防組合の消防長」とあるのは「特別区の消防長」と、「消防団長」とあるのは「当該特別区の消防団長」と読み替える

「消防団長」とあるのは「当該特別区の消防団長」と読み替えるものとする。

ものとする。